

公立大学法人愛媛県立医療技術大学地域交流センター運営規程

平成22年規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学学則（平成22年規程第2号。以下「学則」という。）第6条第2項の規定に基づき、公立大学法人愛媛県立医療技術大学地域交流センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「大学」という。）が地域に開かれた大学として、県民の保健・医療・福祉の増進に寄与するため、大学の教育研究機能と地方自治体をはじめ地域の関係機関・団体等との連携強化を図ることにより、医療の高度化、地域ニーズの多様化に対応し、県民の要望に応じることができる質の高い保健医療従事者の育成、レベルアップに貢献するとともに、県民及び保健・医療・福祉専門職の交流の拠点としての役割を担うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターの事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保健・医療・福祉に関する人材育成に関する事業
- (2) 保健・医療・福祉に関する調査研究に関する事業
- (3) 保健・医療・福祉専門職に対する相談支援に関する事業
- (4) 保健・医療・福祉に関する情報発信に関する事業
- (5) その他大学の地域貢献に関する事業

(地域交流センター長)

第4条 地域交流センター長（以下「センター長」という。）は、センターに関する業務を統括する。

- 2 センター長は、センター事業に関し、センターの職員以外の大学職員に協力を求めることができる。必要と認められる場合は、学長の承認を得て、大学職員を構成員とするプロジェクトチームを編成することができる。
- 3 センター長の選考に関する事項は別に定める。

(センター員)

第5条 第3条の事業を企画し、実施するため、センターにセンター員を置く。

- 2 センター員は教員5名、事務局職員2名が兼務するものとし、教授会の議を経て、学長が任命する。
- 3 センター員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 センター員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(地域交流センター運営委員会)

第6条 センターに関する事項を審議するため、地域交流センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(施設の利用)

第7条 センターの施設の利用に関する事項は別に定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、地域交流センターに関し必要な事項は、地域交流センター長が委員会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。